



「優良危険物施設認定制度の取り組みについて」

浅野宏文

(愛媛県八幡浜地区施設事務組合消防本部)

このことについて、危険物施設の優良認定を行い施設の安全対策等を図ることを目的とし優良危険物施設に関する認定制度実施要綱を制定しました。

危険物施設の事故の原因に物的・人的要因が挙げられ、施設等の事故を防止するためこれらの事故から得られた教訓を活かすことが施設の安全対策の向上に極めて有効です。管内の危険物施設において現在のところ物的及び人的要因からの重大な事故は発生してはいないものの、今後発生する可能性は当然あると考えられます。

立入検査実施結果から、施設の不備について検討すると、経年劣化によるものが挙げられます。この原因を減少させるには日頃の点検が必要ですが、自主検査や気密検査など未実施の事業所が多く、物的要因は最終的に人的要因に繋がると考えられます。

管内にある危険物施設は年々廃止の方向で減少、平成21年12月31日現在234施設となっています。過去の立入検査は年間に約30施設の実施数でしたが、平成20年にあっては緊急立入検査を含め93施設の立入検査を実施しました。その結果から、立入検査実施日時点で不備のない施設は非常に少なく、口頭による改善指示で改善され不備のない施設となるもの、または改善する意思が認められず2カ月以上経っても改善されずに指示書を渡して処理をしている施設がほとんどであるという状況です。

立入検査を実施する消防側に対し、事業所は「厳しくして欲しくない」と消防署を批判しますが、その考えが消防側にマイナスポイントで

あるならば、事業所側には「立入検査の結果から最悪停止命令をかけられる」というマイナスポイントがあるとして、お互いに同じマイナスポイントになるととらえ、掛け合えばプラスになる立入検査だと認識してもらおうと考え、優良施設には消防側から優良危険物施設認定証を交付して、事故防止に繋がることを事業所側に理解してもらい、「事業所から検査を実施して欲しい」と言ってくる立入検査になることをねらいとしました。

「平成二十一年、認定等に伴う危険物許可施設立入検査及び消防訓練等の状況」

優良危険物施設認定の申請は、6月から受付を開始しました。その結果等は別添資料のとおりです。

立入結果から、予防規程に基づく教育訓練はほとんどの義務施設で実施されておらず、予防規程を制定しながら十分な教育訓練がされていない給油取扱所が多いのが現状です。消防訓練は、優良危険物施設認定申請書が提出された危険物施設には必須として消防職員が消防訓練指導をしました。

6月から12月までの間、優良危険物施設に関する認定制度実施要綱を制定してから改善されたもので、顕著に現れたものとして消防訓練の実施と危険物取扱者免状の書き換えや法定講習の受講、1カ月毎の定期点検の実施等が挙げられます。

消防訓練は、消火器の取扱い説明から水消火器を使用しての放射。通報訓練は、固定電話と

携帯電話からの119番通報要領の説明後、通報を実施しました。

実際に消防訓練を実施した従業員から、通報訓練にあつては「初めて119番通報をして緊張した。携帯電話では市外局番が必要なのかと思っていた。管轄外の消防署に繋がる可能性があることは知らなかった。そのときにどうすればいいかわかって良かった。」などの意見がありました。消火訓練では、「消火器の設置は知っていても使い方を知らなかった。放射時間や放射距離についてまったく知らなかった。取り扱いは簡単だとわかって、実際に放射することがなかったから経験して良かった。」などの意見がありました。

法定講習の未受講者について、立入検査を実施しなければ把握出来なかったところがありますが、優良認定について広報や文書等で通知したところ法定講習受講受付開始時点で例年以上に申請書が提出されました。申請書に添付されている危険物取扱者免状のコピーを確認したところ、写真の書き換え指示をした危険物取扱者免状取得者が未受講であることがわかりました。このようなことから、優良危険物施設認定の制定で危険物取扱者免状の不備改善にも繋がっていると考えられます。

また、優良認定後に、危険物取扱者試験を勤務者全員に受験させることにしたという事業所もありました。

「今後の展望について」

優良危険物施設認定制度の運用は始まったばかりですが、急激な申請数とはいかないまでも、興味を示してきた危険物施設の事業所役員が多くなっています。

そこには営業という利潤の追求の要素も含ま

れ、ガソリン等の顧客販売の1ℓ当たりの金額による顧客獲得の競争から、消防署からの認定という信頼によるもので顧客を獲得しようとする動きもあるようです。

消防がその店舗の運営に協力する訳ではありませんが、顧客に対して安心・安全を訴える目的は同じです。そこをうまく利用することで不備のない危険物施設が増え、漏えい事故や経年劣化による事故、また、危険物を取り扱う従業員の意識改革に繋がれば、そこにつぎ込む労力は無駄なものにはなりません。

そして、毎月の結果もデータとして作成、その結果を1年毎に報告書として取りまとめるようにしています。

地元の名士から「井戸の水は誰でも飲めるが井戸を掘る人間になれ」という言葉をいただきました。その方は、物事を行うにあたり初めはその人間を批判する人間がいる。しかし、成功した後はそれが当たり前になって批判する者はいないと話されました。

この事業について、結果がどうなるかは私たち消防職員の指導にもかかってきますが、現時点までの結果から改善率が高くなってきたことは明らかです。

ホームページに掲載するという取り組みも現代にマッチした広報の一環として、優良施設として名前が掲載されるということが、更なる改善率に繋がっているようです。

今後も継続して、この制度により管内の危険物許可施設が不備のない施設として全国的に知られることで、優良危険物施設認定証制度が成功したと言えるところと考えます。

<http://fd-yawahama-ehime.jp/index.php>

立入検査結果表

番号	初回立入日	最終立入日	優良認定等	立入回数	不備なし(緑色)改善されたもの(黒色) 未改善(朱色)	備考	不認定理由	備考	不認定理由
1	H21.5.19	H21.6.9	H21.6.9	4	1.予防規程に基づく教育訓練 2.電気関係(洗濯機の高さ不備) 3.危険物保安監督者の氏名変更未記入				
2	H21.5.19	H21.6.9	H21.6.9	4	1.消防訓練 2.危険物保安監督者の氏名変更未記入				
3	H21.5.19	H21.6.9	H21.6.9	4	1.消防訓練				
4	H21.5.19	H21.6.9	H21.6.9	4	1.消防訓練				
5	H21.5.19	H21.6.9	H21.6.9	4	1.消防訓練				
6	H21.6.12	H21.6.17	H21.6.17	3	1.消防訓練 2.標識及び掲示板の不鮮明(新品に交換)				
7	H21.6.19	H21.9.29	H21.9.29	4	1.予防規程に基づく教育訓練 2.免状の写真書き換え 3.法定講習未受講				
8	H21.6.19	H21.9.29	H21.9.29	4	1.消防訓練 2.イエローカードの携行				
9	H21.6.19	H21.7.22	不認定	3	1.定期点検(自主点検によるもの) 2.掲示板の腐食 3.建物内不要な可燃物存置・ためます等不備・防火扉亀裂		販売違反(車両に直接給油している)		
10	H21.6.26	H21.7.6	H21.7.6	2	1.消防訓練				
11	H21.7.15	H21.7.22	H21.7.22	2	1.予防規程に基づく教育訓練				
12	H21.6.24	H21.7.22	H21.7.24	3	1.消防訓練 2.標識及び掲示板の不鮮明(新品に交換) 3.定期点検(自主点検によるもの)				
13	H21.7.10	認定後日		1	不備事項なし(事業所側からの希望で認定は後日にして欲しいとのこと)		すべての職員に危険物免状を取得させたい		
14	H21.7.22	H21.7.24	H21.7.24	1	1.消防訓練 2.定期点検(自主点検によるもの)				
15	H21.8.3	H21.8.10	H21.8.10	2	1.予防規程に基づく教育訓練				
16	H21.7.28	H21.8.11	H21.8.11	2	不備事項なし				
17	H21.8.10	H21.8.20	H21.8.20	2	不備事項なし				
18	H21.8.11	H21.9.29	H21.9.29	3	1.法定講習未受講				
19	H21.8.11	不備あり		1	1.定期点検(自主点検によるもの)未実施 2.排水溝・油分槽内掃除 3.標識及び掲示板の不鮮明 4.消火器単位数不足				
20	H21.9.18	H21.10.7	H21.10.7	2	1.予防規程に基づく教育訓練 2.油分槽内掃除				
21	H21.9.18	H21.10.7	H21.10.7	2	不備事項なし				
22	H21.10.7	H21.10.13	H21.10.13	2	1.予防規程に基づく教育訓練 2.油分槽内掃除				
23	H21.10.13	不備なし		1	1.予防規程に基づく教育訓練				
24	H21.10.13	不備なし		1	1.消防訓練				
25	H21.10.13	H21.10.20	H21.10.20	1	1.予防規程に基づく教育訓練				
26	H21.10.13	不備あり		1	1.予防規程に基づく教育訓練 2.排水溝の破損				
27	H21.10.13	H21.10.20	H21.10.20	2	1.予防規程に基づく教育訓練				
28	H21.10.13	H21.10.20	H21.10.20	2	1.消防訓練				
29	H21.10.13	H21.10.20	H21.10.20	2	1.消防訓練				
30	H21.10.7	H21.10.20	H21.10.20	3	1.法定講習未受講 2.予防規程に基づく教育訓練 3.建築不備				
31	H21.9.15	H21.10.30	H21.10.30	2	不備事項なし				
32	H21.10.20	不備なし		1	不備事項なし				
33	H21.10.20	不備なし		1	1.標識の未設置 2.掲示板の数量等記入未変更 3.排水溝及びためます内掃除				
34	H21.10.20	不備なし		1	1.掲示板の位置変更 2.ためます内掃除 3.廃止				
35	H21.10.20	廃止		1	廃止				
36	H21.11.6	H21.11.20	不備なし	2	1.排水溝の破損 2.軽油用計量機ノズル漏れ 3.油庫木製棚、鉄製品に交換				
37	H21.11.6	H21.11.20	不備なし	2	1.油分槽内掃除 2.可燃物存置				
38	H21.11.6	H21.11.20	不備なし	2	不備事項なし				
39	H21.11.6	H21.11.20	H21.11.20	2	不備事項なし				
40	H21.11.20	H21.11.25	H21.11.25	2	1.油庫内ドラム缶整理・はみ出し 2.作業場オイル漏れ及び可燃物除去				
41	H21.12.7	不備なし		1	1.定期点検 2.地下貯蔵タンク気密検査 3.可燃物等除去・掃除				
42	H21.12.7	不備あり		1	1.定期点検 2.ガソリン携行缶の腐食				
43	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
44	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
45	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
46	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
47	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
48	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
49	H21.12.11	H21.12.11	H21.12.11	1	不備事項なし				
50	H21.12.15	H21.12.21	不備あり	2	1.法定講習未受講 2.消火器ボックスの蓋が開閉不能により取り出し困難				
51	H21.12.15	H21.12.15	H21.12.15	1	1.消防訓練				
52	H21.12.15	不備あり		1	1.危険物保安監督者変更未届 2.計量機横に可燃物存置 3.排水溝の破損				
53	H21.12.15	H21.12.21	H21.12.21	2	1.定期点検 2.自主点検 3.在庫管理による気密検査未実施				
54	H21.12.15	H21.12.21	H21.12.21	2	1.予防規程に基づく教育訓練 2.排水溝等のゴミ処分 3.消火器設置位置変更				

優良認定

施設名は削除